

4 とやまGAP規範改訂の記録

○平成30年3月改訂の概要

(1) 改訂の理由

平成28年度に実施された、国によるガイドライン(GAPの共通基盤に関するガイドライン)の準拠状況の確認結果を踏まえ、一部規範項目の追加と取組事項の記載内容を見直し。

(2) 規範項目の追加

追加する規範項目
2 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用
49 飼料の汚染や異物混入防止のための衛生的な保存・流通

(3) 取組事項の記載内容の追加・見直し

規範項目	改訂前(該当部分のみ抜粋)	改訂後
5 危険を伴う作業に対する制限	・高齢者・女性・年少者への配慮を徹底する。	・高齢者・女性・年少者へは、 <u>重量物の取扱い等の危険性の高い作業を行わせないなどの配慮を徹底する。</u>
15 完熟堆肥の使用	・堆肥を生産する場合は、発酵期間を十分にとり、しっかり完熟させるよう切り返し等を適切に行う。	・堆肥を生産する場合は、 <u>病原菌や雑草種子等を死滅させるため発酵期間を十分とり、しっかり完熟させるよう切り返し等を適切に行う。</u>
17 代かき後の濁水や農薬の流失防止	・水田からの農薬流出を防止する。(散布後 <u>1週間程度</u> は止水・湛水状態を保つ)	・水田からの農薬流出を防止する。(散布後 <u>7日間</u> は止水・湛水状態を保つ)
33 農薬・燃料等の適切な管理	○農薬について(追加)	○農薬について ・保管時は <u>トレー等の上に置くなど、飛散・漏出防止の対策をとる。</u>
34 生産資材の使用履歴記帳と記録の保管	・購入時の伝票や生産資材の使用履歴とともに、作物生育の良否や当該年の気象等についても記録・保管し、事後もさかのぼれるようにする。	・購入時の伝票や生産資材の使用履歴とともに、作物生育の良否や当該年の気象、 <u>施設・機器の清掃記録等についても記録・保管し、事後もさかのぼれるようにする。</u>
42 農産物の取引に関する記録の作成・保存	・作成した記録については、販売後 <u>一定期間</u> 保存する。	・作成した記録については、販売後、米穀(飼料用米などの用途限定米穀を含む)は3年間、 <u>その他の農産物は、流通実態(消費期限や賞味期限)に応じた合理的な期間、</u> 保存する。
43 飼料製造・販売に関する届出	・省令に定められた製造方法等の基準や成分の規格に準拠して製造する。	・省令に定められた製造方法等の基準のほか、 <u>飼料や飼料添加物の成分の規格に準拠して製造する。</u>
52 汚染していない水の使用	(追加)	・水源の汚染が分かった場合は、 <u>汚染源の除去や清掃等により、速やかに汚染を解消する。</u>
54 トイレ設備や手洗い設備の確保	・トイレ等は定期的に清掃する。	・トイレ等は定期的に清掃するとともに、 <u>汚水が周辺環境に漏出しないようにする。</u>
56 収穫等に使用する器具類の衛生的な管理	・収穫容器等は、 <u>できるだけ他の目的には使わないようにする。</u>	・収穫容器等は、他の目的には使わないようにする。

(4) その他の見直し内容

- ・根拠法令の改正等に伴う文言の見直し
- ・参考データ、写真等の更新